

一般社団法人岐阜県薬剤師会会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条から第9条までの規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(正会員の種別)

第2条 正会員は、A会員、B会員及びC会員の3種とする。

2 A会員、B会員及びC会員の区分は別表のとおりとする。

(入会手続き)

第3条 本会の正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとする個人又は法人に対しては、入会申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届の提出を求めるものとする。

(入会の承認等)

第4条 会員の入会については会長が承認する。

2 会長は、新たに会員になったものについて、その氏名、所属等を理事会に報告しなければならない。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに本会の管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金)

第6条 入会金は、入会申込書を提出するときに納入しなければならない。

2 入会金の額は、次のとおりとする。

(1) A会員 100,000円

(2) B会員 5,000円

(3) C会員 5,000円

3 B会員及びC会員がA会員となったときは、会員区分による入会金の差額を納入しなければならない。

4 前2項の適用については、それぞれの会員の地位を承継する場合を除く。

5 特別会員がその会員資格を失ったのち1年以内にB会員として入会したときは、第1項に規定する入会金の納入を免除する。

(会費)

第7条 会費は、普通会費及び特別会費の2種とする。

2 普通会費の額は、会員区分に応じて次のとおりとする。

(1) A会員 25,500円

(2) B会員 10,000円

(3) C会員 6,500円

(4) 賛助会員 25,000円

- 3 特別会費の額は、取扱い処方せん1枚当たり4円とする。
- 4 会費は、会長が定める日までに、毎年納入しなければならない。
- 5 特別会員がその会員資格を失ったのち1年以内にB会員として入会したときは、第1項に規定する普通会費について当該年度から次々年度まで納入を免除する。

(入会金及び会費の催告)

第8条 会費滞納に対する催告については、理事会の承認を得て行う。

(退会事由及び手続き)

第9条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が退会したとき、又は除名されたときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 会員が退会したとき、又は除名されたときは、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第10条 退会した会員が再入会を希望する場合は、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。ただし、退会の際に未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わなければ再入会することはできない。

- 2 除名処分を受けた者は、除名処分後5年間は、再入会を認めない。

(日本薬剤師会の諸様式の準用)

第11条 正会員の入会申込書、変更届及び退会届については、日本薬剤師会の入会申込書、変更報告書及び退会届をもって替えるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人への移行の認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

附則 (第一次改正：第7条 特別会費の額の変更)

この改正は、平成28年6月19日から施行する。

附則 (第三次改正：第1条及び第3条 特別会員の入会手続き等)

この改正は、令和4年6月19日から施行する。

附則 (第四次改正：第6条 入会金の免除関係、第7条 会費の免除関係)

この改正は、令和6年6月16日から施行し、令和6年度の入会者から適用する。

別表 (第2条関係)

A 会員	薬局を開設する薬剤師 医薬品店舗販売業、医薬品製造業又は医薬品卸売販売業を営む薬剤師 薬局、医薬品店舗販売業、医薬品製造業又は医薬品卸売販売業の管理薬剤師 (自動的に日本薬剤師会の会員に登録するものとする。)
B 会員	上記以外の薬剤師で日本薬剤師会に加入するもの
C 会員	A会員以外の薬剤師で日本薬剤師会に加入しないもの